

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 各務原市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.1 %
全職員	73.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.6 %
本庁課長相当職	96.3 %
本庁課長補佐相当職	99.7 %
本庁係長相当職	96.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.3 %
31～35年	94.2 %
26～30年	85.3 %
21～25年	103.8 %
16～20年	86.2 %
11～15年	86.9 %
6～10年	82.5 %
1～5年	90.3 %

【説明欄】

男女間の給与差異に関する要因分析

当団体における男女間の給与差異には、「雇用形態の構成比」、「人員構成（勤続年数）」並びに「手当の支給状況及び時間外勤務の実態」が複合的に影響している。

○任期の定めのない常勤職員について

- ・世帯主等に支給される扶養手当の93.8%、住居手当の73.6%を男性が占めている。
- ・残業の多い部署の75%が男性であり、年間平均支給額も男性（47,478円）が女性（39,198円）を上回る。
- ・女性職員のうち勤続10年以下の職員の割合が60.2%であり、若年層の比率が高い。
- ・部分休業により給与を減額された職員の人数及び減額時間が女性（15人・3,630時間）、男性（3人・542時間）で女性が男性に比べ多い。

○全職員について

- ・男性については給与水準が比較的低い「任期の定めのない常勤以外の職員」の占める割合が19.5%となっている一方で、女性についてはその割合が58.4%となっている。

＜全職員の内訳＞

男性：任期の定めのない常勤職員80.5%、任期の定めのない常勤職員以外の職員19.5%

女性：任期の定めのない常勤職員41.6%、任期の定めのない常勤職員以外の職員58.4%

【算出条件に関する注記事項】

- ・週の勤務時間が38時間45分未満の職員については、常勤職員の勤務時間を基準に職員数を換算して平均給与額を算定している。
- ・選挙補助等一時的に任用される短期及び短時間勤務職員は対象外としている。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。